

小浜市指定居宅介護支援事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

平成18年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）および介護保険施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第79条第1項および第115条の22第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第79条第1項および第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第82条および第115条の25の規定による届出は、施行規則第133条第1項および第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所変更届出書（様式第2号）により、事業の廃止、休止、または再開に係るものにあつては指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第79条の2第1項および第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定更新申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第79条の2第1項および第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(福井県等への情報提供)

第5条 市長は、前3条の規定による指定、指定の更新または届出の受理または更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、福井県および福井県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称および所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、
生年月日、住所および職名

(3) 指定年月日および指定更新年月日ならびに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 管理者の氏名、生年月日および住所

(8) 介護支援専門員の氏名およびその登録番号

(公示)

第6条 法第85条および第115条の30の規定による公示は、法第85条各号および第115条
の30各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 指定居宅介護支援事業所または指定介護予防支援事業所の名称および所在地

(3) 当該事業所の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(4) 指定、指定の取消しまたは指定の全部もしくは一部の効力の停止の年月日

(5) サービスの種類

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業所および指定介護予防支援事業所の指
定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備)

2 市長は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な手続を
行うことができる。

附 則 (平成21年12月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日規則第26号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。